

## ●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年6月19日

香川県監査委員 林 獻  
同 大 西 均  
同 香 川 芳 文  
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 環境森林部  
2 監査対象年度 平成26年度  
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
環境保健研究センター	平成27年4月21日
東部林業事務所	〃
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	平成27年4月23日
環境管理課	〃
みどり保全課	〃
みどり整備課	平成27年4月24日
森林センター	〃
環境政策課	〃
西部林業事務所	平成27年5月25日
直島環境センター	〃

### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

#### (1) 指摘事項

該当事項なし

#### (2) 指導注意事項

##### ア 収入について

(ア) 行政財産の目的外使用料について、使用開始日までに徴収していないものがあった。 (みどり保全課)

(イ) 業務委託契約に基づく代理納付に係る歳入の調定が6か月以上遅延していた。 (環境政策課)

##### イ 支出について

(ア) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力を誤ったため、返納を要するものがあった。 (環境保健研究センター)

(イ) 物品の購入について、予定価格が50万円を超える100万円以下の随意契約をしようとする場合は、3人以上の者から見積書を徴収し、かつ、契約書を作成する必要がある。 (直島環

境センター)

ウ 契約について

(ア) 業務委託契約において、業務内容を記載した仕様書が契約書に添付されていないものが  
あつた。 (環境管理課)

(イ) 隨意契約で提出された見積書については、その内容が仕様書に合致していることを確認  
する必要がある。 (森林センター)

エ 財産について

(ア) 団体が使用している県有備品について、物品貸付契約を締結せず、物品貸付簿への登録  
も行っていないものがあつた。 (みどり整備課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし